

給与支払報告書の提出について

令和6年中の所得について個人別に給与支払報告書を作成し、**令和7年1月31日（金）必着**で御提出をお願いいたします。円滑な課税事務処理のため、期限にかかわらず**早めの提出に御協力ください**。（提出が遅れますと税額を正しく計算できない場合があります。）

※この通知は前年度、高梁市に給与支払報告書を提出していただいた事業主の皆様を送付しています。今年度、当市に対象者がいない場合は、送付した総括表も含め、提出は不要です。

ただし、**令和6年中に退職者がいる場合は提出する必要があります。**

【提出方法】

提出は以下の方法をお願いいたします。なお、給与支払報告書の提出枚数が100枚以上の場合は電子申告サービス（eLTAX）で提出してください。

○電子申告サービス（eLTAX）による提出

詳しくはeLTAX ホームページを御確認ください。URL：<https://www.eltax.lta.go.jp>

○紙面による提出

必要書類（総括表・給与支払報告書（個人別明細書）・普通徴収切替理由書）を作成し郵送または税務課窓口へ持参してください。

○光ディスクによる提出

給与支払報告書のデータを光ディスクに出力し提出する方法です。なお、光ディスクによる税額通知は令和5年度をもって終了しておりますので、電子データでの税額通知を希望する場合は、eLTAX を御利用ください。

【定額減税の記載について】

定額減税に関する記載方法は、国税庁ホームページ「定額減税 特設サイト」をあわせて御覧ください。

(1) 年末調整をした方の記載方法

年調所得税額（年末調整により算出された所得税額で、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、その控除後の金額をいう。）から実際に控除した定額減税額（以下「年調減税額」という。）がある場合は、「(摘要)」欄に「源泉徴収時所得税減税控除済額〇〇円」、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額を「控除外額〇〇円」（控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」と記載してください。

また、合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者（以下「非控除対象配偶者」という。）分を年調減税額の計算に含めた場合には、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記載してください。

(2) 年末調整をしなかった方の記載方法

年末調整の対象とならなかった給与所得者については、確定申告で定額減税の精算を行うこととなるため、「(摘要)」欄には、定額減税額等を記載する必要はありません。